

会津若松市上下水道局週休2日促進モデル工事試行要領

(令和6年3月15日決裁)

会津若松市上下水道事業管理者が発注する建設工事において週休2日促進モデル工事の実施にあつては、会津若松市週休2日促進モデル工事試行要領（令和6年4月1日制定・令和6年1月26日決裁）の例による。

この場合において、第1条中、「会津若松市」を「会津若松市上下水道事業管理者」に第3条中「市発注工事」を「上下水道局発注工事」と読み替えるものとする。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

会津若松市上下水道局週休2日促進モデル工事試行要領

令和6年4月1日制定
(令和6年3月15日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業の働き方改革を促進するため、会津若松市上下水道事業管理者が発注する建設工事において週休2日促進モデル工事（以下「モデル工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息を含む。以下同じ。）を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 現場着工日（現場に継続的に常駐した最初の日）から現場完了日（施工期間内で全ての作業（後片付けを含む。）が完了した日）までの期間をいう。ただし、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等）は含まない。
- (3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (4) 現場休息 分離発注工事の場合において各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (5) 4週6休、4週7休、4週8休 対象期間内の現場閉所日の割合（以下「現場閉所率」という。）が別表第1の水準にそれぞれ達した状態をいう。

(モデル工事の方式)

第3条 モデル工事は、災害復旧工事など社会的要請から緊急性のある工事、施工時間若しくは施工方法に制約がある工事又は現場作業が短期間である工事を除く上下水道局発注工事を対象とし、次のいずれかによるものとする。

- (1) 発注者指定型 発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式
- (2) 受注者希望型 受注者が監督員と協議した上で週休2日に取り組む方式

(受注者及び監督員の取組内容)

第4条 モデル工事実施に当たっての取組内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 受注者希望型においては、受注者は工事契約後、施工計画書提出前までに週休2日等の実施可否について監督員と協議するものとする。
- (2) モデル工事に取り組む受注者は、施工計画書に週休2日相当の休日確保した工程表等を添付し、監督員に提出するものとする。なお、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事進捗に影響がないよう現場休息予定日を調整した上で工程表等を作成するものとする。
- (3) 受注者は、対象期間中、工事現場にモデル工事の対象であることを明示するものとする。
- (4) 受注者は、工程表等で定めた休日は、下請企業を含む工事現場の全労働者に対する休日又は

休暇とするものとする。

- (5) 受注者は、対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に監督員と協議するものとする。
- (6) 受注者は、週休2日等の達成状況により行われた補正を下請契約にも反映させるものとする。
- (7) 監督員は、受注者の週休2日等の取組に支障が生じないように、全体工程に影響を与える工事立会や協議等について迅速に対応するとともに、緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日に作業が生じないように適切に指示等を行うように努め、工程調整等に配慮するものとする。

(実施状況の確認)

第5条 受注者は、毎月、工事履行報告書に現場閉所率の実績を記入した実施工程表等を添付し、監督員に提出し、監督員は実績を確認するものとする。

- 2 受注者は、監督員から求められた場合、下請企業を含めた全労働者の休日取得状況について、工事日誌等の工事現場労働者勤務状況がわかる書類を添えて週休2日の達成状況を報告するものとし、監督員は実績を確認するものとする。

(積算方法等)

第6条 モデル工事の設計価格は、次の各号により積算するものとする。

- (1) 工期は、4週8休対応の標準工期以上の期間とする。
- (2) 当初設計価格は、発注者指定型は4週8休以上の補正率、受注者希望型は4週6休未満の補正率を適用し、工事費を積算するものとする。
- (3) 土木工事の補正項目及び補正率は、別表第2及び別表第3のとおりとする。
- (4) 建築関係工事の補正項目及び補正率は、別表第4から別表第7までのとおりとし、別表第8により算定するものとする。
- (5) 監督員は、現場完了日時点で現場閉所率の達成状況を確認し、達成状況に応じた設計変更を行うものとする。

(特記仕様書への記載)

第7条 モデル工事については、発注者指定型又は受注者希望型の工事である旨等を特記仕様書等に記載するものとする。

(工事成績評定への反映)

第8条 監督員は、モデル工事における現場閉所率の達成状況の確認を行い、工事成績評定の創意工夫等の項目を別表第9により加減点するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に入札公告を行う工事から適用する。

別表第1（第2条関係）
週休の区分

区分	4週6休	4週7休	4週8休
現場閉所状況	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
現場閉所率	21.4%以上 25%未満	25%以上 28.5%未満	28.5%以上

備考 現場閉所日には、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても含めるものとする。

別表第2（第6条関係）
土木工事の補正

区分	4週6休	4週7休	4週8休
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.03	1.04	1.06

別表第3（第6条関係）
土木工事の補正（市場単価）

名称	区分	4週6休	4週7休	4週8休
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04

道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力	1.01	1.03	1.05
	機械	1.01	1.03	1.05
碎石基礎工	人力	1.01	1.03	1.05
	機械	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
	取付管・支管	1.00	1.01	1.02

備考 単価の構成に労務費が含まれる場合は、加算額に対しても週休2日の補正を行う。
ただし、単価の構成が材料のみの場合は補正しない。

別表第4（第6条関係）
建築関係工事の補正（複合単価）

区分	4週6休	4週7休	4週8休
労務費	1.01	1.03	1.05

備考 複合単価は、福島県土木部実施設計単価表の労務単価に上記の補正率を乗じて補正する。

別表第5（第6条関係）
建築工事の補正（市場単価等）

工種	摘要*	4週6休		4週7休		4週8休	
		新営	改修	新営	改修	新営	改修
仮設工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
土工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
地業工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
鉄筋工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
コンクリート工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
型枠工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
鉄骨工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
既製コンクリート工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.01	1.07	1.01	1.08	1.02	1.09
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14	1.02	1.15	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
石工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
タイル工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
木工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
屋根及びとい		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.01	1.09	1.01	1.10	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.15	1.02	1.16	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10	1.01	1.11	1.02	1.12
建具(シーリング)	市場単価	1.01	1.15	1.02	1.17	1.04	1.19
建具	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.01	1.14	1.02	1.16	1.04	1.18

塗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.01	1.12	1.02	1.13	1.03	1.15
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08	1.01	1.09	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
舗装工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03

備考 上記に記載がないものは、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を乗じて補正する。

別表第6 (第6条関係)
電気設備工事の補正 (市場単価等)

工種	摘要*	4週6休		4週7休		4週8休	
		新営	改修	新営	改修	新営	改修
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.01	1.18	1.02	1.20	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18	1.02	1.19	1.03	1.21
	プルボックス	1.01	1.13	1.01	1.14	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14	1.02	1.15	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05	1.01	1.05	1.01	1.06
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.17
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17	1.02	1.18	1.03	1.20
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03

別表第7 (第6条関係)
機械設備工事の補正 (市場単価等)

工種	摘要*	4週6休	4週7休	4週8休
----	-----	------	------	------

		新営	改修	新営	改修	新営	改修
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパ-等の取付手間のみ	1.01	1.21	1.02	1.23	1.04	1.25
衛生器具設備 (エレットを除く)	取付手間のみ	1.01	1.21	1.02	1.23	1.04	1.25

別表第8（第6条関係）

市場単価及び補正市場単価の算定式

種別	区分	算定式	
市場単価 補正市場単価	新営工事	市場単価 補正市場単価	× 新営補正率 × 新営補正率
	全館無人改修 (基準単価の算定)	市場単価 補正市場単価	× 新営補正率 × 新営補正率
	執務並行改修 (基準補正単価の算定)	市場単価 補正市場単価	× 改修補正率 × 改修補正率
物価資料の 掲載単価	新営工事	物価資料の掲載単価	× 新営補正率
	全館無人改修 執務並行改修	物価資料の掲載単価	× 改修補正率

別表第9（第8条関係）

工事成績評定の採点

区分	未達成	4週6休	4週7休	4週8休
受注者希望型	加減点なし	1点加点 ^{※1}	1点加点 ^{※1}	2点加点 ^{※1}
発注者指定型	※ ²	1点加点 ^{※1}	1点加点 ^{※1}	2点加点 ^{※1}

※1 第一評定「5.創意工夫 I.創意工夫」の下段の「その他」に追記の上、チェックする。

※2 第一評定「2.施工状況 II.工程管理」において「d判定」とする。